

## 電気自動車を活用した災害連携締結について

このことについて、令和5年5月11日（木）、日産東京販売株式会社及び日産自動車株式会社と「電気自動車を活用した災害連携協定」の協定締結式を実施いたしました。

締結した協定は、別紙のとおりです。

## 電気自動車を活用した災害連携協定

武蔵村山市(以下「甲」という。)、日産東京販売株式会社(以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、甲の市域内で大規模停電等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、電力不足が想定される甲が指定する避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること等について基本的事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

### (電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要と認めるときは、「電気自動車の貸与に関する協力依頼書」(第1号様式)により電気自動車の貸与を乙に要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに協力依頼書を送付するものとする。

### (協力)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の所有する電気自動車を可能な範囲において甲に貸与し、併せて電気自動車を充電するためのスタンド(以下「充電スタンド」という。)を乙の指定する日時及び場所において使用させるよう努めるものとする。

2 前項の規定による電気自動車の貸与及び充電スタンドの使用は、無償とする。

3 電気自動車の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用期間は、原則として貸与開始日から1週間とする。ただし、甲が貸与期間の延長を希望する場合は、災害等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案し、甲乙間で協議の上、延長することができる。

### (電気自動車の用途)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、甲は、乙から貸与を受けた電気自動車(以下「貸与車両」という。)を避難所における電力供給のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務に使用できるものとする。

### (貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与に当たっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

### (電気自動車の移動)

第6条 災害時における貸与車両の移動は、甲の責任において行うものとする。

### (管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 甲は、充電スタンドを使用するときは、乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前2項の規定に違反し、若しくは甲の責めに帰すべき事由により甲が貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失した場合において、その賠償すべき損害が、乙の加入する任意保険の補償の範囲を超え、又は補償されないときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。
- 4 甲は、貸与車両及び充電スタンドの使用に伴い第三者に損害を与えたときは、ただちに乙に申し出た上、甲の費用負担と責任においてこれを全て解決しなければならない。
- 5 前2項の規定によらずに発生した貸与車両及び充電スタンドの故障等の損害については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(返却)

第8条 甲は、貸与期間を経過したときは、通常消耗を除き、貸与車両を原状に復した上で、乙に返却するものとする。この場合において、返却方法については、甲乙間で協議し決定するものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第9条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(情報提供)

第10条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時等に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、電力供給に必要な範囲において、適宜、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第11条 この協定に定める事項に関する連絡調整は、甲乙丙があらかじめ「連絡調整者名簿」（第2号様式）により指定した者が行うものとする。

- 2 甲乙丙は、前項に規定する連絡調整を行う者を変更しようとするときは、あらかじめ申し出るものとし、変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(平常時の取組)

第13条 甲乙丙は、平常時においても電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

- 2 甲乙丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとするときは、あらかじめ公表等の内容について協議しなければならない。
- 3 乙及び丙は、この協定に定める事項が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練に協力するよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する防災訓練等の参加に係る費用は、乙及び丙の負担とする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3か月前までに、甲乙丙のいずれからも特段の意思表示がないときは、協定期間は、1年間延長されるものとし、その後の期間においてもまた同様とする。

(譲渡制限)

第15条 甲乙丙は、事前に書面による承諾を得ることなく、この協定から生じるいかなる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(全16条)

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年 5月 11日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長

小崎泰大

乙 東京都品川区西五反田四丁目32番1号

日産東京販売株式会社

代表取締役社長

菊地文夫

丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

日産自動車株式会社

首都圏リージョナルセールスオフィス

部長

星野敦彦

年 月 日

様

武蔵村山市長

電気自動車の貸与に関する協力依頼書

年 月 日 時頃発生 of 災害「 」により、貴社の電気自動車を避難所等に貸与いただき、電力供給に協力してくださるよう依頼します。

1. 供給場所 住 所： \_\_\_\_\_

避難所等： \_\_\_\_\_

2. 連絡先 担 当： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

連絡調整者名簿

企業・団体名	武蔵村山市
部 課	
TEL	(内線 )

企業・団体名	日産東京販売株式会社 店
店長	
TEL	

企業・団体名	日産東京販売株式会社 店
店長	
TEL	

企業・団体名	日産自動車株式会社
首都圏リージョナルセールスオフィス	
TEL	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。